

## 厚労省「第19回 チーム医療推進会議」

2013/3/29

### 看護師の特定行為制度、賛成・反対の両論併記でまとまる

3月29日のチーム医療推進会議（座長：永井良三・自治医科大学学長）では、特定行為を行う看護師の研修制度について取りまとめた報告書案を前回に引き続き事務局が提示し、了承された。



研修制度の創設に向け、特定行為（医師の指示の下で行う診療補助のうち、実践的な理解力や判断力及び高度な専門知識・技能などを要する行為）を保健師助産師看護師法（保健師法）の改正により明確化し、具体的な内容を省令等で定める。特定行為を実施する看護師には指定研修機関での研修を義務付け、厚生労働大臣による看護師籍への登録と登録証の交付を行うなどとした。今後、抗精神病薬や抗不安薬といった臨時薬剤の投与など、現時点で29項目が該当する特定行為について、同会議の下部組織であるチーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて、4月以降も引き続き議論する。

取りまとめに当たり、これまで一貫して同制度に反対・慎重な意見を表明してきた日本医師会及び日本看護系大学協議会の主張が報告書に盛り込まれた。具体的には、日本医師会の「制度化によりチーム医療推進を阻害する恐れがあり、医療安全上の観点から医師の具体的指示を受けて診療の補助を行うべき」とする意見や、日本看護系大学協議会の「特定行為の内容や研修制度の在り方について議論が不十分であり、制度化は時期尚早」とする意見が記載された。

同検討会は19回にわたり議論を重ねてきたが、制度化について多くの委員は賛成しているものの意見の一致がみられなかったため、賛成・反対それぞれの意見を併記する形で取りまとめられた。

#### ■各職種の業務範囲見直しへ議論開始

報告書案の了承を受けて、各委員よりこれまでの議論の総括と今後の方向性に関して意見が出された。委員からは今後の論点として、「看護師だけでなく他職種についても取り上げてほしい」「チーム医療を行う環境整備など全体の枠組みに関して幅広く議論を行ってほしい」などの要望が多数上がった。

今後、各医療関係職種の業務範囲見直しなどについては、チーム医療推進方策検討ワーキンググループで議論を行う。4月以降に各職種の関係団体よりヒアリングを行う予定。

次回の開催日程は未定。